

別紙1 ノッテッテ DX 会員規約（一般会員、法人会員）

ノッテッテ DX 会員規約（以下「会員規約」という）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パルク（以下「当社」という）が運営するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という。）を第1条に定める会員（以下「会員」という）に対して提供するものです。会員規約は、会員と当社との間の本サービスに関する契約関係に適用されるものとします。当社は、ご利用ガイド、マニュアル、その他遵守事項等（以下「関連規則」という）を作成することができ、会員はそれらを遵守しなければならないものとします。それらと会員規約の間に相違があるときは、会員規約が優先して適用されるものとします。

第1条（定義）

会員規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、会員規約の内容を承諾の上、会員規約の定めに従って入会申込手続きを行い、当社がその入会を承認した個人、法人をいいます。
- (2) 「カーシェア車両」とは、当社が所定の保管場所（以下「ステーション」という）に保管する自動車をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、規約等および関連規則で定めるところにより、カーシェア車両を会員に対して貸し渡すカーシェアリングサービスおよびその他当社が提供するサービスをいいます。
- (4) 「アプリ等」とは、当社が会員に提供する本サービスを利用するためのアプリケーションおよび当社ノッテッテ DX システムのWEBサイトをいいます。
- (5) 「カーシェアサービス規約」とは、アプリ等の利用規約をいいます。
- (6) 「規約等」とは、会員規約に加えて、カーシェアサービス規約および当社が定める貸渡約款をいいます。
- (7) 「クーポン等」とは、当社が会員に付与する本サービスにおいて利用可能な割引等をいいます。

第2条（入会）

1. 本サービスへの入会を希望する者は、当社アプリ等に所定の事項を入力する方法又は当社指定方法により、当社に対して入会の申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の申込みに対して所定の審査を行い、これを承認した時（以下「入会

日」という)に成立するものとし、なお、当社が、入会を承認した時点で会員に利用者 ID を発行します。

3. 入会申込者による申込みを承認するかは当社の裁量によるものとし、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は入会を承認しないことがあります。
 - (1) カーシェア車両の運転に必要な、日本国内で発行された運転免許証を有していないとき。
 - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
 - (3) 入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含むが、これに限られない）、または当社が指定したクレジット会社のものでないとき。
 - (4) 過去に当社および他社との間のレンタカーもしくはカーシェアリングシステムに係る契約において、料金の未払いその他契約に違反する行為があったとき。
 - (5) 前号のほか、規約等および関連規則に違反したことがあるとき。
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体およびそれらの関係者、またはその他の反社会的組織に属しているとき。
 - (7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。

第3条（利用者 ID 等の管理責任）

1. 会員は、利用者 ID およびパスワードを会員の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に貸与または譲渡することはできないものとし、
2. 会員の利用者 ID 等およびパスワードが第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わず、当該会員自身が責任を負うものとし、

第4条（会員情報の変更）

1. 会員は、第2条1項の入会申込み時の届出事項に変更を生じた場合、直ちに当社アプリ等に所定の事項を入力する方法又は当社指定方法により会員情報の登録変更を行うものとし、
2. 前項の会員情報の登録変更を怠ったために会員が不利益を被ったとしても、当社は

一切その責任を負わないものとします。

第5条（会員の有効期限）

会員資格の有効期限は入会日より1年間とし、期間満了日までに当社所定の方法により退会の申し出がない場合は同一条件で1年間の自動更新とします。

第6条（会員の退会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し、会員と当社との間の本サービスに係る一切の契約（以下「会員契約」という）を終了することができるものとします。
2. 会員は、前項に基づき会員契約が終了するまでに、一切の債務を、当社に支払うことに同意するものとしなければなりません。

第7条（会員契約の解除または本サービスの一時停止）

1. 会員が、以下に定めるいずれかの事由に該当する場合、当社は会員に対し何らの通知催告を要せず、会員契約を解除し、又は会員契約を解除することなく会員に対し、当社が必要と認める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。これらの場合、当社は同時に何らの通知催告を要せず、「カーシェア車両の貸渡契約」または「キーレスシェアリング契約」解除（予約の取消を含む）することができるものとし、カーシェア車両の貸渡契約を解除された会員は、直ちに当該貸渡契約に関するカーシェア車両を乙に返却するものとします。

- (1) 規約等および関連規則に違反したとき。
- (2) 利用料等、その他の費用の支払いを怠ったとき。
- (3) 当社への虚偽の申告、会員規約に定める報告の懈怠、遅延があったとき。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を使用させていたとき。
- (5) 脅迫的な言動もしくは暴力行為を行ったとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為を行ったとき。
- (7) 会員の指定したクレジットカード、又は金融機関の指定口座の利用が停止させられたとき。
- (8) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行の申立又は租税滞納処分を受けたとき。

- (9) 行為能力又は権利能力を喪失したとき。
 - (10) 他の会員又は利用者などに著しい迷惑をかけたとき。
 - (11) 当社らおよび当社以外のカーシェアリングサービス又はレンタカー利用に際し、複数回の事故歴又は重大な事故歴を有しているとき。
 - (12) 本サービスについての禁止事項を行ったとき。
 - (13) 会員情報又は利用者情報に変更があり、その変更により本サービス提供に支障があると当社が判断したとき。
 - (14) 会員が死亡または行方不明となったとき、当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到着しないとき又は当社からの通知の受取を拒否したとき。
 - (15) その他、本サービスの利用の継続が不相当であると当社が認めたとき。
2. 前項の場合、会員は、当然に当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに全ての債務を一括して弁済しなければならないものとします。なお、会員に連絡が取れなくなった場合、当社の判断により、当該会員が取得したクーポン等は失効するものとします。

第8条（本サービスの内容等の変更）

1. 当社は、会員の事前の承認なしに、本サービスの諸条件、本サービスの内容、名称等を変更する時は、次項に定める方法により、本サービスの諸条件、本サービスの内容、名称等を全部又は一部の改廃等することがあります。
2. 前項に基づく変更については、アプリ等へ変更内容等を掲載する方法、又は、電子メールの送信、書面の送付その他当該変更内容に照らして当社が適切と判断する方法により、当社が会員に通知するものとします。また、会員はこれを承諾するものとし、通知で明示した効力発効日より生ずるものとします。

第9条（会員規約等の変更）

1. 当社は、当社アプリでの表示その他当社が適切と認める方法により規約等および関連規則の変更を会員に周知することにより、規約等および関連規則の内容を変更することができるものとします。
2. 当社がアプリ等での表示をもって規約等および関連規則の変更を周知する場合には、当該表示の時点をもって変更の効力が生じるものとします。
3. 会員は、本規約の変更の効力発生後にアプリ等を利用した場合には、変更後の規約

等および関連細則に同意したものとみなされます。

第10条（本サービスの終了中断）

1. 本サービスは、当社の裁量により、事前の予告なく終了することがあります。その場合、会員契約は当然に終了するものとし、当社は本サービスの終了によって会員に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、天災、事故、通信回線の障害、コンピュータの障害、システムの保守・点検作業その他当社の責に帰すことのできない事由に基づく遅滞、中断、中止、データの消失によって会員または第三者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、システムの保守・点検および工事、天災・事故等のやむを得ない事由その他当社が必要と判断した場合に、事前の予告なく本サービスを停止し、または本サービスの内容の変更を行うことがあります。その場合、当社は当該停止または内容の変更によって会員または第三者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第11条（禁止事項）

会員が以下の行為を行ったまたは見受けられた場合、当社は、当該会員、または、全会員に対して、サービス提供を制限、又は、中止することがあります。

- (1) 会員の情報・データ等を改ざん、消去等する行為
- (2) 会員本人以外の名義で本サービスを利用する行為
- (3) 本サービス上の設備（当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様）に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与え、又はそのおそれのある行為
- (4) その他、当社が会員として不適切と判断する行為

第12条（免責）

1. カーシェア車両の貸渡は、貸渡約款に従い、会員と当社との間で行われるものとします。カーシェア車両の貸渡の不能、カーシェア車両の使用および返却上のトラブル、利用料等の支払いその他貸渡に際して会員との間にトラブルが生じた場合、当該トラブルは貸渡約款等に従って会員との間で解決されるものとし、当社は当該トラブルによって会員または第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

- (1) 会員情報（氏名、住所、性別、生年月日、メールアドレス、電話番号、免許証番号、免許証取得年月日、免許証有効期限、免許証保有区分、契約者の緊急連絡先情報、支払い方法）
 - (2) 端末位置情報（GPS 即位情報）
 - (3) 端末識別 ID（プッシュ通知を行うために必要となる端末を識別する ID）
 - (4) 当社アプリ通知用トークン（プッシュ通知を行う為に必要となる端末を識別する認証キー）
 - (5) サイト訪問時に取得される Cookie 情報
 - (6) 当社アプリの利用履歴情報
 - (7) 広告配信用識別子
 - (8) 本サービスの利用履歴（利用車種、利用時間、予約ステーション、走行ルート、利用料プラン、お支払い料金）
 - (9) その他上記各号に関連する情報
2. 当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスに係る通信設備、アプリ等、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスの提供（当社が本サービス提供のために作成する貸渡原簿（貸渡原票）に記録することを含む）
 - (2) 当社アプリにおける地図の表示
 - (3) 各種お知らせのプッシュ通知
 - (4) 会員の識別
 - (5) 本サービスの改善、不具合修正、データ分析
 - (6) イベント、キャンペーン実施の告知
 - (7) 市場におけるカーシェアの有用性を検証するため
 - (8) その他上記各号に関連する目的
3. 当社は、アプリ等、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当

社の責に帰すべき事由による場合を除き、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

第13条（会員情報の取得と利用目的）

1. 当社は会員規約により以下の個人情報を含む会員・運転者情報を取得します。
2. 当社は、前項の会員情報を以下の利用目的で取得します。
3. 当社は、アプリ等および当社ホームページにて定める個人情報の取扱い、規約等および関連規則その他会員と当社との間の契約において、別段の定めがある場合には会員情報をこれら記載の利用目的範囲で利用することがあります。
4. 当社は、運転者から当社が取得した個人情報について、個人情報の保護に関連する法律の定めによるところにより求めがあった場合、当該会員が識別される個人データの使用を停止します。
5. 前項に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

〒110-0005

東京都台東区上野 5-24-11

株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パルク 企画総務部

TEL：03-5817-8501

E-mail：privacy-m1@le-perc.co.jp

第14条（会員情報の共同利用）

当社は、個人情報を含む会員情報のうち、以下の情報を当社の共同事業者に提供します。
なお、提携事業者および共同事業者の範囲はカーシェアサービス規約に記載します。

(1) 共同利用する情報

会員情報（氏名、住所、性別、生年月日、メールアドレス、電話番号、免許証番号、免許証取得年月日、免許証有効期限、免許証保有区分、契約者の緊急連絡先情報、支払い方法）、端末の位置情報（GPS 即位情報）、本サービス利用履歴（利用車種、利用時間、予約ステーション、走行ルート、利用料プラン、お支払い料金）、その他上記に関連する情報

(2) 提供の手段又は方法

郵送、FAX 送信、口頭（電話）、電磁的方法及びそれらに準じる手段又は方法

(3) 共同して利用する者の範囲

カーシェアサービス規約に記載

<共同事業者の利用目的>

(ア)市場におけるカーシェアの有用性を検証するため

(イ)マーケティング分析

(ウ)その他上記各号に関連する目的

(4) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

株式会社 NTT ル・パルク

第 15 条（遅延損害金）

会員は、規約等および関連規則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から実際に支払いを行う日の前日までの日数について、年率 3%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第 16 条（準拠法および管轄裁判所）

規約等および関連規則の準拠法は日本法とし、関連規約等に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（運営者の変更）

当社は、アプリ等および当社ホームページへの掲載その他当社が適切と判断する方法で告知することにより、本サービスの運営者たる地位を、当社から第三者に承継させることができるものとします。この場合には会員の個人情報当社から新たな運営者に承継されることについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。